

広陵町建設・建築工事成績評定の通知に関する規程

(目的)

第1 この規程は、広陵町建設工事成績評定要領（令和2年5月21日付け広総第43号）及び広陵町建築工事成績評定要領（令和2年5月21日付け広総第48号）（以下「広陵町建設・建築工事成績評定要領」という。）により評定した結果（以下「評定点」という。）の通知に関する事項を定めたものとする。

(対象工事)

第2 評定点の通知の対象とする工事は、広陵町建設工事成績評定要領第2及び広陵町建築工事成績評定要領第2に規定する工事（以下「対象工事」という。）とする。

(評定点の通知)

第3 総務課長は、評定者から総務課長へ評定書等の提出がなされた後、対象工事の受注者に速やかに「工事成績評定点通知書」（別記様式1）及び「細目別評定点」（別表1）により通知するものとする。ただし、自然災害などに起因して随意契約した工事（以下「応急工事」という。）については、「工事成績評定点通知書」（別記様式2）及び「細目別評定点」（別表1）により通知するものとする。

(説明請求)

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に「工事成績評定点についての説明請求書」（別記様式3）により、総務課長に評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第5 総務課長は、第4に規定する説明を求められた場合は、速やかに「工事成績評定に係る説明書（回答）」（別記様式4）により回答するものとする。

2 総務課長は、前項の回答をする場合においては、広陵町建設・建築工事成績評定評価委員会設置要領（令和2年5月21日付け第52号）に基づき、設置された委員会での審議を経るものとする。

（過去の工事の評定点の請求等）

第6 対象工事の受注者は、総務課長に対し、過去（広陵町建設・建築工事成績評定要領施行日以降）の工事に係る評定点の通知を「工事成績評定点の通知の説明請求書」（別記様式5）により求めることができるものとする。

2 総務課長は、前項の規定による請求を受けた場合においては、速やかに「工事成績評定点通知書」（別記様式6）により評定点を通知するものとする。ただし、当該対象工事の工事完成検査（成績評定）書が所定の文書保存期間を経過している場合等においては、その旨を通知するものとする。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

